

## 呉市建設工事における工事監督体制及び 工事成績評定制度の改正について

呉市建設工事における，より一層の適正かつ円滑な執行を目的に，次のとおり改正します。

### 1 改正の内容

#### (1) 工事監督体制の改正

工事監督員を2人体制から3人体制にし，総称して「監督員」とします。

項目	改正前	改正後
業務の分類 及び 指定基準	—	総括監督員 課長又は主幹以上の職 にある職員
	総括監督員 課長が所属する技術職員の うちから指名	主任監督員 GL以上の職にある職員
	監督員 課長が所属する技術職員の うちから指名	一般監督員 技師以上の職にある職員

#### (2) 工事成績評定の改正

対象金額を引き上げ，評定割合と各評定項目の考査者を変更します。

項目	改正前	改正後
対象工事	当初請負代金額（税込） 250万円以上	当初請負代金額（税込） 500万円以上
評定割合	工事検査員：6 総括監督員：1 監督員：3	工事検査員：4 主任監督員：2 一般監督員：4
評定項目の考査者の 変更例	項目：安全対策 考査者：工事検査員 監督員	項目：安全対策 考査者：主任監督員 一般監督員

### 2 適用時期

令和4年4月1日以降に公告，随意契約する建設工事から適用